

2010年4月7日

環境大臣
小沢鋭仁 様

茨城県神栖市における有機砒素化合物による健康被害に係る5項目の要請

1. 2003（平成15）年6月に閣議了解された「緊急措置事業」について、被害を受けた住民の方々の不安の解消を図る立場から、「有機砒素化合物（ジフェニルアルシン酸）による健康被害が続く限り政府の支援を継続する」という基本姿勢を明らかにするとともに、年限を切らない恒久的な支援へ発展させること。
2. 上記1の支援の運用については、県外の医療機関での受診をも可能にするなど健康被害を受けた住民の立場に立った使いやすいものに改善するとともに、胎児性の暴露を受けた者への健康手帳の交付を検討するなど、住民らが十全な支援を受けられるよう十分な配慮がなされること。
3. 茨城県神栖市における有機砒素化合物（ジフェニルアルシン酸）による健康被害は、とりわけ、成長期にあった子どもたちなどに深刻な脳神経被害をもたらしているが、未だ解明されていない。政府としては、有機砒素化合物（ジフェニルアルシン酸）による健康被害を解明するための研究を推進するとともに、そのための予算を拡充すること。
4. 「ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会」については、健康被害を受けた住民らの検診等を現場で行っている医師や神経内科医師等の意見が十分反映されるよう、継続して聴取する場を設けること。
5. 上記4項目を具体化するにあたっては、健康被害を受けた住民および関係者等との継続的な協議がなされるべきであること。

以上

衆議院議員；末松義規、大畠章宏、近藤昭一、吉田 泉
参議院議員；相原久美子、岡崎トミ子、今野 東、
ツルネン マルティ、藤田幸久